

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

❖ 九州厚生局熊本事務所への届出事項について

当院は、次の施設基準に適合している旨、九州厚生局熊本事務所へ届出を行っています。

1. 基本診療料の施設基準（許可病床：88床）

- ・地域包括ケア病棟入院料 1（48床） *看護職員配置加算 *看護補助者配置加算
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 1（40床）
- ・療養環境加算 ・医療安全対策加算 2 *医療安全対策地域連携加算 2
- ・感染対策向上加算 2 *連携強化加算 *サーベイランス強化加算
- ・診療録管理体制加算 2 ・データ提出加算 1 ・認知症ケア加算 2
- ・医師事務作業補助体制加算 1（50対1） ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・医療DX推進体制整備加算 ・協力対象施設入所者入院加算

2. 特掲診療料の施設基準

- ・入退院支援加算 1 ・検体検査管理加算（I） ・がん治療連携指導料
- ・時間内歩行試験 ・CT撮影及びMRI撮影 ・在宅医療DX情報活用加算
- ・神経学的検査 ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（I） *初期加算
- ・運動器リハビリテーション料（I） *初期加算
- ・呼吸器リハビリテーション料（I） *初期加算
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ・二次性骨折予防継続管理料2、3
- ・入院ベースアップ評価料 ・外来、在宅ベースアップ評価料（I）

3. 入院時食事療養等

- ・入院時食事療養（I）

❖ 病棟における看護要員の配置について

当院の看護職員（看護師及び准看護師）および看護補助者の配置は下記のとおりです。

| 病棟 | 1日に勤務している職員数 | | 時間帯毎の職員1人あたりの受け持ち数 | | | |
|-----|--------------|-------|--------------------|------------|-----------|------------|
| | | | 看護職員 | | | 看護補助者 |
| | 看護職員 | 看護補助者 | 8:30~16:30 | 16:30~0:30 | 0:30~8:30 | 8:30~17:15 |
| 北病棟 | 11人以上 | 5人以上 | 7人以内 | 17人以内 | 17人以内 | 7人以内 |
| 南病棟 | 8人以上 | 4人以上 | 8人以内 | 16人以内 | 16人以内 | 8人以内 |

❖ 医療安全対策について

当院では、医療安全管理者、患者相談窓口、医療福祉相談窓口による相談および支援を受けることができます。詳しくは、各窓口または地域医療連携室へお尋ねください。

❖ 院内感染防止対策について

当院では感染対策室を設置し、院内感染対策として以下の取り組みを実施しています。

- I. 「年間活動計画」を立てて活動しています。
- II. 院内感染防止対策に努めています。
 - ① 日常的に手指消毒剤での手洗いの励行を指導しています。
 - ② 感染症発生時期には、マスクの着用・手洗いの実施を指導しています。
 - ③ 外来患者さま・ご面会の方々のため、玄関入り口・病棟への出入り口にも手指消毒剤・マスクを準備しております。
- III. 院内感染防止対策のため、病院内外においての職員の「研修」を実施しています。

❖ 医師事務作業補助体制について

当院では、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善として、医師事務作業補助者による外来診療補助や病棟回診同行、他職種との業務分担に取り組んでいます。

❖ 入退院支援について

当院では、患者さまが安心して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者さまを抽出し、退院支援を行います。各病棟の退院支援担当者は次の通りです。

北病棟：地域包括ケア病棟：崎村 恵子
南病棟：回復期リハビリテーション病棟：甲斐 英美

❖ 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時（朝：8時、昼：12時、夕：18時）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額は、1食につき490円となります。ただし、所得区分により異なります。

❖ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

❖ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。